

## 関税法基本通達

### 第6章 通 関

#### 第5節 経済連携協定に係る輸入通関

(関係協定等の略称)

68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。

- (1) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)・・・・・・・・シンガポール協定
- (2) シンガポール協定附属書ⅡAに定める品目別規則  
・・・・・・・・シンガポール品目別規則
- (3) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)・・・・・・・・メキシコ協定
- (4) メキシコ協定第39条に基づく原産地証明  
・・・・・・・・メキシコ協定原産地証明
- (5) メキシコ協定附属書附属書4に定める品目別規則  
・・・・・・・・メキシコ品目別規則
- (6) メキシコ協定第10条に定める統一規則・・・・・・・・メキシコ統一規則
- (7) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成18年条約第7号)・・・・・・・・マレーシア協定
- (8) マレーシア協定附属書2に定める品目別規則  
・・・・・・・・マレーシア品目別規則
- (9) マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則  
・・・・・・・・マレーシア運用上の手続規則
- (10) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(平成19年条約第8号)・・・・・・・・チリ協定
- (11) チリ協定附属書2に定める品目別規則・・・・・・・・チリ品目別規則
- (12) チリ協定第52条に定める運用上の手続規則  
・・・・・・・・チリ運用上の手続規則
- (13) 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(平成19年条約第19号)・・・・・・・・タイ協定
- (14) タイ協定附属書2に定める品目別規則・・・・・・・・タイ品目別規則
- (15) タイ協定第24条に定める運用上の手続規則  
・・・・・・・・タイ運用上の手続規則
- (16) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(平成20年条約2号)・・・・・・・・インドネシア協定
- (17) インドネシア協定附属書2に定める品目別規則  
・・・・・・・・インドネシア品目別規則
- (18) インドネシア協定第50条に定める運用上の手続規則

- .....インドネシア運用上の手続規則
- (19) 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」(平成20年条約第6号).....ブルネイ協定
- (20) ブルネイ協定附属書2に定める品目別規則.....ブルネイ品目別規則
- (21) ブルネイ協定第45条に定める運用上の手続規則  
.....ブルネイ運用上の手続規則
- (22) 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定」(平成20年条約12号).....アセアン包括協定
- (23) アセアン包括協定第26条及び同附属書2に定める品目別規則  
.....アセアン品目別規則
- (24) アセアン包括協定第37条及び同附属書4第11規則に定める運用上の規則.....アセアン運用上の規則
- (25) 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(平成20年条約16号).....フィリピン協定
- (26) フィリピン協定附属書2に定める品目別規則  
.....フィリピン品目別規則
- (27) フィリピン協定第25条に定める運用上の手続規則  
.....フィリピン運用上の手続規則
- (28) 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(平成21年条約第5号).....スイス協定
- (29) スイス協定附属書2第15条に基づく原産地証明  
.....スイス協定原産地証明
- (30) スイス協定附属書2第4条及び同附属書付録1に定める品目別規則  
.....スイス品目別規則
- (31) スイス協定附属書2第28条に定める運用上の手続規則  
.....スイス運用上の手続規則
- (32) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」(平成21年条約第8号).....ベトナム協定
- (33) ベトナム協定第26条及び同附属書2に定める品目別規則  
.....ベトナム品目別規則
- (34) ベトナム協定第37条及び同附属書3第11規則に定める運用上の規則  
.....ベトナム運用上の規則
- (35) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(平成23年条約第7号).....インド協定
- (36) インド協定第29条及び同附属書2に定める品目別規則  
.....インド品目別規則
- (37) インド協定第41条及び同附属書3第11節に定める運用上の手続  
.....インド運用上の手続
- (38) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」(平成24年条約第2号).....ペルー協定

- (39) ペルー協定第53条に基づく原産地証明  
  - ．．．．．ペルー協定原産地証明
- (40) ペルー協定第39条及び同附属書3に定める品目別規則  
  - ．．．．．ペルー品目別規則
- (41) ペルー協定第70条に定める運用上の手続規則  
  - ．．．．．ペルー運用上の手続規則
- (42) 「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」(平成26年条約第19号)．．．．．オーストラリア協定
- (43) オーストラリア協定第3・14条に基づく原産地証明  
  - ．．．．．オーストラリア原産地証明
- (44) オーストラリア協定第3・4条及び同附属書2に定める品目別規則  
  - ．．．．．オーストラリア品目別規則
- (45) オーストラリア協定第1・12条に定める実施取極  
  - ．．．．．オーストラリア実施取極
- (46) 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」(平成27年条約第1号)．．．．．モンゴル協定
- (47) モンゴル協定第3・2条及び同附属書2に定める品目別規則  
  - ．．．．．モンゴル品目別規則
- (48) モンゴル協定第3・26条に定める原産地規則のための運用上の手続規則  
  - ．．．．．モンゴル運用上の手続規則

(EPA税率を適用する場合の取扱い)

68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項(法第61条の4において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。))が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物(前記67-3-4(4)によりEPA税率の適用に係る締約国原産地証明書等(令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書をいう。以下この節において同じ。)の提出が省略される場合に限る。)に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。

(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い

受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。

イ 締約国原産地証明書等の添付の有無についての確認

令第61条第1項第2号イ(1)又は(2)に規定する締約国原産地証明書等が添付されているか否か(税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地であることが明らかであると認めた貨物(インドネシア協定又はアセアン